

協議の場の公表

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浪江町長 吉田栄光

市町村名 (市町村コード)	浪江町 (7547)	
地域名 (地域内農業集落名)	小野田地区 (小野田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年11月 7日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・震災以前は、93ヘクタール(うち水田77ヘクタール)の農地で水稻作付けが盛んで50軒の農家が作付けを行っていた。後継者は平成30年の調査(65人回答)では3人おり、緩やかな世代交代の中で地域を維持し多様な伝統文化を育んできた。

・震災後は、一部外部法人の参入も行い、浪江町へ通いながら農地の維持管理を行いつつ、地域内の優良農地について地域の営農者を中心にどうすべきか話し合いを重ねてきた。

・優良農地の継続的かつ効率的な活用を図るために、地域の担い手と外部法人へ集約化を検討していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・意欲のあるものが参入できるような、担い手が営農しやすい環境を整えるため、必要に応じ基盤整備の検討を行う。

・まずは小野田地区の担い手営農者がどこまでの範囲を担っていくか確認をし、地区の営農者が担えない農地については、参入希望のある外部法人の調整をしていく。

【地区のスローガン】
ふるさとを みんなで取り戻そう 知恵の輪で

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振区域内の農用地を中心に営農再開を進め、ほ場整備事業により良好な営農環境の整備を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農拡大意向のある担い手農業者を中心にゾーニングを図りながら集積しつつ、将来を見据えた効率的な農地の活用を考慮して集約を実現していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していくため、安定した長期の借入を目的として、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手農業者のニーズを踏まえ、農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を活用し、農用地の大区画化等のほ場整備事業を実施する予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さくら・福島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入にあたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害が拡大しないよう耕作するほ場に適した防護柵を設置するとともに、目撃情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
 ⑩担い手が未定の農地については、地域計画だより等を農地所有者へ発送し、所有農地の適切な維持管理を周知していく。